

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 54 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 4 月から同年 9 月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料納付は、全て母親が行っていたため詳細は不明だが、母親が集金人に保険料を納付していたことは覚えており、母親が私の国民年金の被保険者期間に未納は無いと言っていたことも覚えている。

母親は既に他界しており、当時の状況は確認できないが、母親の性格なら、未納の通知が届いた場合には一括納付しているはずであり、また、申立期間当時、実家は自営業を営んでおり、一括納付するだけの資力はあったので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも 6 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、母親の性格から保険料の未納の通知が届いた場合、一括納付していたはずであるとしているところ、申立人の国民年金被保険者台帳により、申立人が被保険者資格を取得した直後の昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月までの保険料は 51 年 11 月 2 日に、申立期間①直前の 51 年 7 月から 52 年 3 月までの保険料は 53 年 1 月 7 日に、申立期間①直後の 52 年 10 月から 53 年 3 月までの保険料が 53 年 12 月 8 日に、それぞれ一括納付されていることが確認でき、申立人が主張するその母親の納付方法と一致しており、その内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 59 年*月から 60 年*月までは学生であったため、親が国民年金保険料を納付してくれた。姉弟 3 人共、学生の間は親が同じように納付しており、結婚を契機に各々に領収書等を手渡している。

両親共に私の国民年金保険料を納付した記憶があり、私も母から渡された保険料の領収書を 10 年間保管していたが、平成 13 年の転居の際に処分した。年金手帳は受け取った記憶は無いが、領収書があったことは記憶に残っているので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から平成元年 1 月から同年 3 月頃に払い出されたと推定され、オンライン記録により、申立人が初めて保険料を納付した昭和 63 年 4 月から平成元年 1 月までの納付日も同年 1 月であることが確認できることから、当該時点においては、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、申立期間は学生であったことから任意加入期間であり、遡って資格取得はできないことから、申立人は、平成元年 1 月頃に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険の資格喪失日の昭和 63 年 4 月に遡って資格を取得し、その後の保険料を納付したものと考えられ、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付できない上、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、申立期間当時、申立人には自分の所持する年金手帳と同様の黄土色かベージュ色の年金手帳を交付され、それを申立人に渡したとしているが、申立期間を含む昭和 49 年 11 月以降に交付された年金手帳は、三制度共通の年金

手帳であり、色はオレンジ色であることから、申立人の母親の記憶とは相違する上、申立人が一定期間保管していたとする申立期間における国民年金保険料の領収書の形態に係る申立人の記憶は、当時、A市が使用していた国民年金の納入通知書兼領収証書の形態とは符合しないほか、学生期間が申立人と同様に任意加入期間であった、長弟の国民年金の加入記録は確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで

私は、大学院から派遣されたA県にある病院に平成2年6月まで勤務し、同年7月に大学院に戻ったため、同月にB市C区で転入手続を行い、その際に国民年金に加入し、4年4月1日に厚生年金保険に加入するまでの間、保険料を納付していたはずである。

社会保険庁(当時)の記録では、平成3年4月から納付済みとなっているが、途中から保険料の納付を始めることは考えられない上、2年11月に婚姻した妻は、申立期間は納付済みとなっており、自分だけ納付していないはずはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年7月にB市C区で転入手続を行うと同時に国民年金に加入したと主張しているが、「年金手帳受払整理簿及び払出補助簿」を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年4月15日にB市C区に払い出されていることが確認でき、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の資格取得日に係る処理日から、申立人には、同年4月から同年6月頃に払い出されたものと推測される上、申立人は、申立期間当時、大学院生であり、任意加入期間であるため、遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、「口座振替の手続を行った時期は定かではないが、手続をしたのであれば、国民年金の加入手続時と思う。」としているところ、B市C区の「国民年金口座振替対象者一覧表(除去分)」により、申立人の口座振替依頼書の受付年月日は平成3年5月14日、口座振替開始期は同年7月である

ことが確認できる。

さらに、申立人は、「平成2年11月に婚姻した妻は、申立期間の保険料を納付しているのに、自分も納付しているはず。」と主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、同年9月頃に婚姻前の住所地で払い出されており、オンライン記録によると、同年11月*日に婚姻に係る氏名変更を行っていることが確認できる上、B市C区の「国民年金口座振替対象者一覧表（除去分）」によると、口座振替依頼書が同年12月13日に受け付けられ、3年2月から口座振替が開始されており、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の払出日及び口座振替開始日は、それぞれ異なっていることが確認できることから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年3月まで
20歳になった平成6年*月頃に母親が、A市B区役所で国民年金の加入
手続を行った。
年金手帳の交付年月日及び交付場所は分からないが、母親がオレンジ色の
年金手帳を受領した。
申立期間当時、私は学生であったので、国民年金保険料は、母親が近所の
金融機関で毎月その月の保険料を納付書に現金を添えて納付したと思う。
当時の国民年金保険料額は分からず、領収書は残っていないが、母親によ
ると平成6年10月から9年3月までの国民年金保険料は納付していたとの
ことである。
申立期間が未納の記録となっていることに納得できないので記録を訂正
してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、保険料を納付していたとする申立人の母親は、「娘が20歳になった半年後に半年分の国民年金保険料を納付し、その後は毎月納付していた。納付ができなかった時は2か月分程度の保険料を納付したこともある。」としているが、オンライン記録により、申立期間前の納付状況は、ほとんどが複数月分をまとめて納付しており、平成7年4月から同年6月までの3か月分の保険料を同年6月28日に、同年9月から同年12月までの4か月分の保険料を同年11月29日に納付しているなど、申立人の母親が主張する保険料の納付状況とは相違している上、平成8年3月の保険料は9年1月6日に、8年6月及び同年7月の保険料は同年12月27日に、同年8月及

び同年9月の保険料は9年3月11日に納付されていることが確認できることから、申立期間当時は定期的な保険料の納付が困難であった状況がうかがわれるほか、申立人の母親は、上記8年8月及び同年9月の保険料を9年3月11日に納付した記憶と9年3月の保険料を納付した記憶を混同している可能性も考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は、「娘の国民年金への加入手続を私が行った記憶は無く、分からない。」としている上、「当時の国民年金保険料の納付場所については、近所の金融機関であったと思う。」とするに止まり、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年9月まで

いつ頃であったか分からないが、A市役所B支所から特例納付の案内が自宅に届き、同市役所に電話で詳細を確認したところ、「今なら初回まで、遡って納付が可能です。」と言われ、また、母や職場の同僚からも加入を勧められたので、納得して国民年金に加入した。

申立期間の保険料については、A市から郵送されてきたベージュ色の納付書により同市B支所の窓口あるいは同支所で営業していたC銀行で、昭和54年頃までに、半年ごとに何回かに分けて納付した。申立期間が未納となっているのは納得がいかないなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所B支所から特例納付に係る案内が送付されたことを契機として国民年金に加入したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から昭和52年11月から53年1月頃に払い出されたものと推定される上、当該特例納付に係る案内は第3回特例納付に係るものであると推定されるが、社会保険庁（当時）は、当該特例納付の実施に当たり、53年5月22日付けで市町村に通知を發出し、特例納付勧奨対象者を把握すること、及び当該対象者に年1回以上納付書又はハガキ等により納付勧奨を行うことを指導していることから、同市役所が未納者に特例納付に係る納付勧奨を行ったのは、当該通知發出後になると考えられ、上記の申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を踏まえると、申立人が特例納付の勧奨を受けて国民年金に加入したとは考え難い。

また、A市によると、申立期間を含む昭和50年代には、国民年金未加入者に対し資格取得届を兼ねた住民異動届を送付し、国民年金への加入勧奨を行っ

ていたとしていることから、申立人はこの加入勧奨により国民年金に加入したものと推測されることから、申立人の国民年金被保険者台帳により、申立人は50年10月から52年12月までの保険料を計6回にわたり過年度納付していることが確認できることから、当該過年度納付と特例納付とを混同している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、「A市あるいは社会保険事務所（当時）の職員が自宅に来て、特例納付の勧奨をしたことは無い。」としているところ、A市役所は、特例納付実施期間中は集金人が未加入者宅を訪問し、制度の説明および加入勧奨を実施していたとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後100人の被保険者のうち国民年金被保険者台帳に第3回特例納付の記録がある被保険者は6人おり、うち連絡のとれた1人は、「A市役所の職員が自宅を訪問し、特例納付に係る勧奨を受けたので国民年金に加入し、特例納付した。」としており、申立人の供述とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 16 日から 50 年 3 月 31 日まで

私は、郷里の会社に勤めていた頃、高校の同級生であったA社の社長の弟に誘われ、昭和 47 年 10 月にA社に入社し、その 1 か月後に郷里の会社の同僚二人を、その後も他の二人を誘って入社させ、一緒に勤務した。

最初の給与を受け取る時、社長から、「厚生年金保険料や健康保険料などを控除した額を給与として支給する。」と説明されたことを記憶しており、社長の妻は、「社員は全員厚生年金保険に加入していたはず。」と話しており、郷里の会社から誘った同僚の一人は、「自分の申立事業所での厚生年金保険の加入記録に問題は無い。」と証言している。

他の従業員と業務内容は変わらず、私も厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が入社して 1 か月後に入社したとする郷里の同僚二人の雇用保険の加入記録は、いずれも申立人の雇用保険資格取得日の約 1 か月後の昭和 47 年 11 月 12 日であるが、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日は、それぞれ約 1 年後の 48 年 9 月 1 日及び同年 10 月 1 日となっている上、当該同僚の一人は、「自分は、入社当初はアルバイトであり、厚生年金保険には加入していなかったが、健康保険証が必要だったので、事業主に申し出て、昭和 48 年 10 月に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

また、申立人とほぼ同時期に申立事業所に入社したとみられる別の同僚は、昭和 47 年 9 月 30 日から 48 年 7 月 25 日までの雇用保険の加入記録が確認でき

るが、申立人と同様、厚生年金保険の加入記録が無い上、申立事業所では、申立人が入社した47年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はおらず、47年当時、申立事業所では、入社した従業員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立事業所の厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間において厚生年金保険に加入している者の資格取得日は、昭和48年9月1日以降であることが確認できるところ、これらの同僚のうち48年から雇用保険加入記録のある者は、いずれも雇用保険の資格取得月の翌月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立事業所において、新規従業員を厚生年金保険に加入させるようになったのは48年9月以降と推定され、前述の申立人の入社1か月後に入社した郷里の同僚二人も、同様に同月以降に厚生年金保険に加入している。一方、申立人は、この時期に給与額が減少したり、事業主から厚生年金保険料の控除に係る説明等を受けた記憶は無いとしていることから、申立人については、他の従業員とは異なる取扱いであったことが推認できる。

加えて、申立事業所の事業主は既に死亡し、事業主の妻は、「当時、経理や社会保険等の事務処理を担当していたが、従業員の雇用契約等については夫が決めており、夫からの指示で事務的に諸手続や保険料控除等を行っていたので、個々の従業員に係る厚生年金保険の取扱いは分からない。」としており、申立人は、「当時の給与明細書の厚生年金保険料の控除欄には控除額の記載が無かったかもしれない。」とし、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたとする具体的な記憶は無い上、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月1日から27年5月1日まで
② 昭和32年3月1日から同年6月22日まで

申立期間①については、私が17歳の時、冬期の出稼ぎでA社B現場で現場作業員として勤務した。初めて給与をもらった時、100円か140円が引かれていた。その給与明細書の説明時に会社の担当者は、「働かなくなった時の保険だ。」と言っていた。これが厚生年金保険料だったと思う。

また、申立期間②については、会社名をはっきり覚えていないが、車体側面に「C」と書かれていたことを覚えており、「C」と名の付く会社で運転手として勤務した。本社はD市にあり、私はE市F町にあった営業所に勤務していた。

申立期間①及び②について、年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、給与明細書に100円か140円の控除があり、会社の担当者から、「働かなくなった時の保険だ。」と言われたことを覚えていると主張しているところ、申立人に係る給与明細書等の給与関係資料が残っていないため、申立人の給与額及び厚生年金保険標準報酬月額が明らかではないが、仮に申立期間当時の最低額である1級の標準報酬月額の2,000円を基に試算すると、厚生年金保険料は123円となり、申立人の主張する額とおおむね一致する。

また、同時期に申立事業所とは別の現場に勤務していたとする同郷人は、「申立人は、昭和27年頃から申立事業所で勤務していた。」と供述し、同人は、オンライン記録により、勤務していたとする現場において、昭和27年2月22日から28年8月6日までの厚生年金保険の加入記録が確認できるこ

とから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推測できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 20 人にアンケート調査票を送付したところ、16 人から回答があったが、16 人全員が申立人を知らないとしている上、申立人が名前を挙げた申立事業所の係員も全員が知らないと回答している。

また、上記アンケート調査の回答者の中で申立事業所の労働組合の幹部をしていたとする者は、「短期雇用の労働者は、労働組合に加入させていなかった。また、会社も厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることを踏まえると、申立事業所においては、必ずしも現場作業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったものと推測される。

加えて、申立人が給与から控除されていたとする保険料は、申立期間当時既に失業保険法が施行されていたことから、失業保険料の可能性も考えられる。

このほか、申立人の勤務形態や厚生年金保険料控除の事実について確認できる資料は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立事業所の本社がD市にあり、申立事業所の車体の側面に「C」と書かれていたと主張しているが、具体的な事業所名は覚えていない上、勤務期間については、自身の厚生年金保険の未加入期間を申立期間とする等、当時の記憶が曖昧であるため、申立事業所を特定することができない。

また、G協会への照会結果、法務局における商業登記簿との照合結果及びオンライン記録の厚生年金保険の適用事業所の検索結果により、申立期間当時、申立人が主張するE市F町に「C」と名の付く会社として、H社、I社J事業所及びK社の3事業所が確認できたことから、当該各事業所において、申立期間前後に厚生年金保険に加入していた計15人にアンケート調査票を送付したところ、14人から回答があったが、14人全員が申立人を知らないと回答しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた事実は確認できない。

さらに、H社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間を含む昭和32年の厚生年金保険の資格取得者を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無い上、I社J事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、32年に厚生年金保険の資格を取得した者はいない。

なお、K社は、申立期間当時においては厚生年金保険の適用事業所にはなっていない。

- 3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。